三木市 吉川町



合併協議会だより

平成16年12月20日発行

第9号

両市町12会場で 住民説明会を開催



三木市立自由が丘公民館



10月30日から11月23日にかけて、住民説明会を開催し、両市町の12会場で607人にご参加いただきました。各会場での参加状況や説明会でのご質問やご意見につきましては、5ページをご覧ください。

目 次

● 第11回合併協	ß議会の結果報告 2	2
← 住民説明会の	結果報告	5
一 江北郎 列立 ジ	/和-八-+K-口	,
○合併協定項目	の協議状況	6
O 14 = 4 A 1 > -	In her South	_
協議会からの	お知らせ	5



第11回 開催されました 百併協議会が

開催されました。 第1回三木市・吉川町合併協議会が 会議では、協議事項7件について 11月25日に三木市役所大会議室で

協議されました。

項

報告第17号 住民説明会について

をご覧ください。 なされました。詳しくは、 住民説明会について、結果報告が 5ページ

ついて、協議が行われました。 第10回協議会で提案された事項に

協議第37号

新市建設計画について

続審議となりました。 も兵庫県との協議が必要なため、 について説明がなされました。今後 建設計画)に関係する県事業の内容 主に新市のまちづくり計画(新市

■協議第54号

いについて 議会の議員の定数及び任期の取扱

併の特例に関する法律第6条第2項 定数は3人とする。 挙区において選挙すべき議会議員の に選挙区を設けるものとし、 議会議員の残任期間、吉川町の区域 及び第3項の規定により、三木市の る取扱いが次のとおり承認されました。 議会議員については、 議会の議員の定数及び任期に関す 市町村の合 当該選

【回答】利用時間を時間単位に区切

ずることができないか。

については、

激変緩和措置

を講

った料金体系にすることで、よ

り多くの方が利用できるように

なり、喜んでいただけるものと

協議会での主な質疑、 意見

【質問】吉川町での選挙区選挙の実 施時期について。

【意見】合併後検討される定数は、特 【回答】合併後50日以内に選挙が実 理委員会が決めていくこととなる。 な日程については、今後選挙管 施されることとなるが、具体的 例措置期間中の定数(26名)以下に

協議第55号

なるよう検討すべきである。

が次のとおり承認されました。 つ、合併による行財政効果を生み 市民サービスを維持向上させつ 事務機構及び組織に関する取扱い 事務機構及び組織の取扱いについて 事務機構及び組織については、

		協議第	54号関係
	現	況	
三木	市	吉川	町
	30人 23人 23人		18人 14人 14人 1 1 0月21日から 0月20日まで

【質問】使用料の格差が大きい施設

2 吉川支所の機能、 て調整する。 な窓口サービスの維持を基本とし 事務事業調整結果を踏まえ、 いては、住民アンケート結果、 出すことができるよう調整する。 組織機構につ 身近

考えている。

協議第56号

使用料、手数料等の取扱い (その

2) について

次のとおり承認されました。 (4ページの表をご参照ください。) 次のとおりとする。 使用料、手数料に関する取扱いが 各種施設の使用料については、

料については、合併後速やかに 三木市の料金水準に統一する。 同一又は類似する施設の使用 両市町特有の施設について 現行のとおりとする。

2

狂犬病、

鳥獣の保護及び狩猟

合併時に三木市の制度に統一する。 税等に関する手数料については、

協議会での主な質疑、

意見

			励識弗の	4亏舆%
	現		況	
木市	ī		吉川	囲」
義会		2	吉川町議会	
数		(1)議員定数	
	30人		法定数	18人
数	23人		条例定数	14人
	23人		現員数	14人
任期		(2) 議員の任期	
年5月	月 1日から		平成15年10	0月21日から
年4月	月30日まで		平成19年10	0月20日まで

【質問】合併によって吉川町の施設 しまうのではないか。 活動やサークル活動が低迷して 今まで吉川町が培ってきた文化 の使用料が上がることによって、

【回答】 施設の利用団体ともよく調 実施に臨んでいきたい。 整し、理解していただいた上で

.質問】 「幼児・小学生・中学生主体 中学生が社会教育活動で使用す る場合」と「幼児・小学生及び の地域スポーツクラブが使用す る場合」の減免の差について。

【回答】 「地域スポーツクラブ」を出来 て全額減免をしている。翌年度か の支援策として18年度を限りとし るだけ早く市内全域に広げるため

らは50%減免とする予定である。

協議第57号

に努める。 情を尊重しながら、 体性を確保するため、それぞれの実 とおり承認されました。 公共的団体については、新市の一 公共的団体等の取扱いについて 公共的団体に関する取扱いが次の 次のとおり調整

- できるよう調整に努める。 ては、できる限り合併時に統合 市町に並存している団体につい 目的が同一または類似し、両
- 原則として現行のとおりとする。 いては、将来の統合に向けて検討 が進められるよう調整に努める。 統合に時間を要する団体につ 独自の目的をもった団体は

協議会での主な質疑、 意見

【質問】三木市内にある2つの農協 の合併についてもぜひ進めても

【回答】農協は市とは別の人格を持 要があると考えている。 間がかかっても努力していく必 つ法人であるが、行政として時

【意見】農協が1本化して三木市の 農業振興に力を発揮していただ くことが望まれるので、市とし

> ただきたい ても農協の合併に働きかけてい

協議第58号

取扱いについて 各種団体への補助金、交付金等の

ました。 取扱いについて協議され、承認され 各種団体への補助金、交付金等の

併後速やかに、次のとおり調整する。 の経緯、実情に配慮し、公共的必要 金等の取扱いについては、 (1)現行の各種団体への補助金、 有効性、公平性の観点から、合 ついては、統一の方向で調整する。 同一あるいは同種の補助金に 従来から 交付

(2)来の実績等を考慮し、均衡を保 つよう調整する。 補助金等の目的を明確化し、従 独自の補助金等については、

する。

ては、廃止できるよう調整する。 整理統合できる補助金につい

協議会での主な質疑、 意見

【意見】補助金の調整については、 だきたい 該当の団体と充分協議していた

協議第59号

扱いについて 各種事務事業(イベント関係) の

各種事務事業のうちイベント関係

おり承認されました。 の取扱いについて協議され、

- とおりとする。 金物まつりについては、 現行の
- 三木市に一本化する。 会・公民館を中心に実施する。花 19年から地域活動として、 火大会については、平成19年から 吉川町ふるさとまつりは、 自治 平成
- ついては、現行のとおりとする。 墨華香るまちフェスティバルに 吉川町民体育祭については、自
- 5 する。 主的な地域活動の事業として継続 吉川町の文化祭については、 自

協議会での主な質疑、 意見

【質問】三木市における地域の体育 内容について。 大会について、市からの補助の

【質問】三木市における各地域の体 【回答】各町によって異なるが、地 からの補助金は出ていない。 館の職員が関わっているが、 して実施しており、 域の中で実行委員会などを組織 育大会の実績について。 地域の公民 市

> 実施されている。 れている。細川町では、 隔年で

次のと

提 案 事 項

議項目について提案がなされました。 第12回協議会で協議される次の協

■提案第60号

各種事務事業 (学校教育関係) の

取扱いについて

提案第61号

の取扱いについて 農業委員会の委員の定数及び任期

■提案第62号

主的な地域活動の事業として継続

地域審議会の取扱いについて

■提案第63号

特別職の職員の身分の取扱いについて

提案第64号

取扱いについて 各種事務事業 (情報関係事業) の

■提案第65号

各種事務事業 (社会福祉協議会)

の取扱いについて ■提案第66号

政連絡機構)関係)の取扱いについて 各種事務事業(行政区(自治会:行

■提案第67号

その他必要な事 頭の取扱い (その

2) について ■提案第8号

合併協定調印式について

【回答】志染町において毎年実施さ

吉

現 市

(1) 教育関係施設

ア 市立小学校、中学校及び養護学校使用料

施訓	施設の名称・区分		ł
	400㎡未満	1 時間につき	1,200円
体育館	400㎡以上500㎡未満	"	1,300円
	500㎡以上	"	1,500円
調理室		"	500円
その他の教室		"	300円
運動場		"	500円
テニスコート	テニスコート(1面)		500円

イ 市立公民館使用料

施設の名称・区分		使用料	
30㎡未満の室	30㎡未満の室		100円
30㎡以上50m	計未満の室	"	150円
50㎡以上100	mi未満の室	"	200円
100㎡以上の	100㎡以上の室		400円
	400㎡未満	"	1,200円
大会議室	400㎡以上500㎡未満	"	1,300円
	500㎡以上		1,500円
料理実習室		"	500円
トレーニング	ルーム	1人1か月につき	1,000円

ウ 市立市民運動場使用料

施設の名称・区分	使用料	4
市民体育館	1 時間につき	1,500円
勤労者体育センター	"	1,500円

(2) 厚生関係施設

総合保健福祉センター使用料

施設の名称	使用料	
研修室		500円
栄養指導室		300円
会議室	1 時間につき	
談話室		200円
視聴覚室		
体力測定室	1人1回につき	300円
冲 刀,则是至	1人1か月につき	1,500円

(3) 建設関係施設一有料公園使用料

ア 多目的グラウンド使用料

施設の名称	単 位	金額 平日 土曜日、日曜日及び休日
緑が丘スポーツ公園 グラウンド	2時間につき	2,000円
三木グリーンパーク グラウンド	2時間につき	2,000円
三木山多目的広場南 グラウンド	2時間につき	1,000円

イ 庭球場使用料

			金 額
施設の名称		平 日	土曜日、 日曜日及び休日
緑が丘スポーツ公園 庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円
	1面1時間につき	1,000円	1,200円
三木山総合公園 庭球場	分までと10月1日	から3月31日 の間に使用	\$30分から午後8時30 日の午後4時30分から する場合は、上記金

況

(1) 教育関係施設 ア 町立小学校及び中学校使用料

区分 種別	午前8時30分から	正午から	午後5時から
	正午まで	午後5時まで	午後10時まで
体育館	700円	700円	700円

川町

イ 町立中央公民館使用料

1	1 判立个人公众赔偿而行			
室	使用料	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
	調理実習室	1,500円	1,500円	1,500円
1 階	視聴覚室	1,500円	1,500円	1,500円
	談話室	1,500円	1,500円	1,500円
2	研修室	1,500円	1,500円	1,500円
階	第一和室	1,500円	1,500円	1,500円
	大集会室	6,000円	6,000円	6,000円
3 階	第二和室	1,500円	1,500円	1,500円
rA	茶室	1,500円	1,500円	1,500円

ウ 町立町民体育館使用料

区分	使用料
午前8時30分から正午まで	700円
正午から午後5時まで	700円
午後5時から午後10時まで	700円

(2) 厚生関係施設

, 健康福祉センター使用料

施設の名称	8時30分から 12時まで	13時から 17時15分まで
会議室1(コミュニティホール)	1,500円	1,500円
会議室2(コミュニティホール)	1,500円	1,500円
会議室3(ミーティングルーム)	1,500円	1,500円
録音室	1,500円	1,500円
栄養指導室	1,500円	1,500円
和室(セミナールーム)	1,500円	1,500円
健康プール	1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料
在宅心身障害者(児)小規模作業所	通所生 1人月	額 5,000円

(3) 建設関係施設-有料公園 (活動センター) 使用料

ア 多目的グラウンド使用料

名称	区分	使用料 (1 時間あたり)
多目的グランド	全面利用	500円
多日的ソフント	半面利用	300円
夜間照明	全灯利用	2,000円
1文1可积明	半灯利用	1,200円

イ 庭球場使用料

名称	区分	使用料(1時間あたり)
テニスコート	1コート	800円
夜間照明	全灯利用	400円

開催されました 住民説明会が

がなされました。 確認状況の最新情報についての報告 画(案)」の内容や合併協定項目の のについてご紹介します。 の基本となる「新市のまちづくり計 説明会では、新市後のまちづくり 会場でのご意見やご質問の主なも

●合併の必要性、合併効果、また三 木市と吉川町の財政状況につい て、特に財政上のメリットは何か。

きないか。

- 財政計画において、10年後に黒字化 しているが、この改善方法は何か。
- 基金とはどういうものか。
- 議員の数、 報酬はどうなるのか。
- ●職員の給料はどうなるのか。また、 職員の削減はどの程度するのか。
- 人件費を削減すると市民サービス の低下につながらないか。
- 公共交通(三木鉄道・神戸電鉄・ 神姫バス・ゾーンバス等)を充実
- 神戸電鉄の複線化は、できないか。
- ケーブルテレビの整備を進めると 創設を検討してほしい。 いう説明であったが、 補助制度の
- ●地上デジタル放送への対策に支援

はあるのか。

- ●安心・安全なまちづくりの推進を 図ってほしい
- 今回の台風で大きな被害があった。 新市では災害対策を進めてほしい。
- ●災害時の対応として、地元でも消 の場所を掲示してほしい。 火栓の場所がわからない。消火栓
- 災害時に上下水道は、機能するのか。
- ●公共料金(水道料金·廃棄物処理手数
- ●ごみ焼却施設の統合と埋立処分場 説明してほしい。 の存続の内容について、 地元にも
- ●埋立ごみの収集回数を増やしてほ
- 医療・福祉の充実を図ってほしい。
- ●公園で車イスが使えないところが あり、
- ●敬老会や敬老祝金はどうなるのか。
- ●高齢者のバス・タクシー券の制度 はどうなるのか。
- 中学校給食はどうなるのか。
- ●次代を担う子どもの教育の充実 ではないか。 特に心の教育を充実するべき
- ふるさと創生基金はどうなってい

- ●金物以外の産業育成や工業団地へ の企業誘致をして、税の増収はで 料等)が値上げされることはないか。

- 対応できないか。

- ●高齢化が進む中、今後の三木市の 人口はどうなるのか
- 口吉川町を狩猟禁止区域に設定し てほしい。
- 吉川町の借地については、 うになるか どのよ

吉川町

- ●支所の規模、 程度か。 機能についてはどの
- ●合併後すぐに住民サービスが低下 しないようにしてほしい。
- ●合併特例債による具体的な事業は なにか。
- 議会議員の取扱いはどうなるのか。
- ●合併以後の職員の削減等はどうな るのか。
- ●合併にあたり、町職員のレベルア ップが必要であるのではないか。
- 現在のバス路線など、公共交通を 維持・充実してほしい。
- ●三田方面への路線バスへの補助金 が廃止されることはないか。
- ●吉川インターの周辺道路整備につ 加古川三田線において、バスの待 避所を増やすことはできないか。 いて、早期にできないか。
- 納付前納付報償金制度の存続は できないか。

●福祉年金の制度は、どのように変

更になるのか。

- ●防犯灯の維持管理・設置に係る地 元負担はどの程度から
- ●吉川町の線引きはどうなるの か。
- 産業団地は、どうなるのか
- ●吉川町の良い制度(特に給食)を 残すように協議してほしい。
- ●統廃合された(旧)上吉川幼稚 施設は、今後どうなるのか 袁

■お詫びと訂正

して修正したものを再掲いたします。 欄が欠落しておりましたので、お詫び ページの財政計画の表中、公債費の 第8号(平成16年11月23日発行)2

	利二个中の別以兄迪し										
	(単位:百万円)										
Ī	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
Ī	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023	
é	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136	
·	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	
	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631	
Ī	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180	
	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557	
	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4.325	4,121	
ğ	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925	
	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413	
Ī	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196	

△ 803

△ 705

△ 789

△512

△ 79

435

- 木市の財政目 通

	平成17年度
地方税	10,946
地方交付税	5,417
その他の収入	4,444
歳入計	20,807
人件費	6,096
扶助費	1,198
公債費	5,160
投資的経費	877
その他	8,929
歳出計	22,260
歳入歳出差引	△ 1,453

△ 854

△ 508

△ 655

●住民説明会の出席者数については次のとおりです。

- /	畄	44	- 1

_			出席者数			
区分	日	開始時間	場所	男	女	計
	10月30日(土)	19:00	細川町公民館	49	4	53
	10月31日(日)	19:00	緑が丘町公民館	39	10	49
Ξ	11月 4日 (土)	19:30	志染町公民館	54	4	58
	11月 8日 (月)	19:30	口吉川町公民館	56	10	66
木	11月12日(金)	19:00	中央公民館	29	1	30
	11月13日(土)	19:30	別所町公民館	36	14	50
市	11月20日(土)	19:00	自由が丘公民館	35	22	57
	11月21日(日)	19:30	青山公民館	27	42	69
		\J\	計	325	107	432
	11月13日(土)	19:00	中吉川小学校	9	6	15
吉	11月14日(日)	10:00	みなぎ台小学校	50	23	73
Щ	11月21日(日)	19:00	東吉川小学校	13	3	16
町	11月23日(火)	19:00	上吉川小学校	53	18	71
		小	計	125	50	175
		計		450	157	607

Information 協議会からのお知らせ

●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

- ●三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
- ●吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口
- ●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しています。 合併に関する最新情報を随時お知らせしますので、ご利用ください。

ホームページアドレス http://www.miki-yokawa-gappei.jp

今後の会議開催スケジュール

●第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時:12月22日(水) 午後1時30分から 会 場:三木市立教育センター 大研修室

編集·発行

三木市·吉川町合併協議会

T673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号(三木市役所内) TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

- ■E-mail jimu@miki-yokawa-gappei.jp
- ■ホームページ http://www.miki-yokawa-gappei.jp

合併協定項目の協議状況 平成16年11月25日現在

基	本的協議事項			
	1 合併の方式	承	認	H16.4.23
2	2 合併の期日	承	認	H16.10.15
- (3 新市の名称	承	認	H16.4.23
_	4 新市の事務所の位置	承	認	H16.4.23
į	5 財産及び債務の取扱い	承	認	H16.4.23
合	併特例法に規定されている特例の協議事項			
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	承	認	H16.11.25
-	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	提	案 中	
-	3 地方税の取扱い	承	認	H16.8.26
	9 一般職の職員の身分の取扱い	承	認	H16.8.26
10)地域審議会の取扱い	提	案 中	
1	1 新市建設計画	継糸	売審議中	
そ	の他必要な協議事項			
	2 特別職の職員の身分の取扱い	提	案 中	
-	3 条例、規則等の取扱い	承	認	H16.4.23
\vdash	4 事務機構及び組織の取扱い	承	認	H16.11.25
\vdash	5 一部事務組合等の取扱い	承	認	H16.9. 2
\vdash	6 使用料、手数料等の取扱い	承	認	H16.11.25
17		承	認	H16.11.25
\vdash	3 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	承	認	H16.11.25
H	9 町、字の区域及び名称の取扱い	承	170 170	H16.4.23
H) 市町の慣行の取扱い	承	170 170	H16.11.8
2.		承	170 170	H16.7.22
⊢	2 介護保険事業の取扱い	承	関の	H16.7.22
\vdash		承	IXD IXD IXD	H16.7.22
-	3 消防団の取扱い	小	ĒØ.	H10.7.22
24		承	=30	1110 0 00
	1 情報公開の取扱い	-	i忍 ==u	H16.8.26
	2 防災関係の取扱い	承	認	H16.9.27
	3 国際交流事業の取扱い	承		H16.10.15
	4 納税関係の取扱い	承	i忍 = n	H16.8.26
	5 情報システム事業の取扱い	承担	家中	H16.7.22
	6 情報関係事業の取扱い	_	案 中	1140440
	7 広聴広報関係事業の取扱い	承	iS = 10	H16.11.8
	8 交通関係事業の取扱い	承	認 ==n	H16.11.8
	9 障害者福祉事業の取扱い	承	i 忍	H16.10.15
	10 高齢者福祉事業の取扱い	承	認	H16.11.8
	11 児童福祉事業の取扱い	承	記	H16.10.15
	12 その他各種福祉制度の取扱い	承	i忍 ===	H16.11.8
	13 健康づくり事業の取扱い	承	認	H16.10.15
	14 人権(同和)対策関係事業の取扱い	承	認	H16.8.26
	15 社会福祉協議会の取扱い	-	案 中	
	16 保健衛生関係事業の取扱い	承	記	H16.9. 2
	17 農林水産関係事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
	18 商工観光関係事業の取扱い	承	認	H16.6.22
	19 都市計画関係事業の取扱い	承	認	H16.10.15
	20 建設関係事業の取扱い	承	認	H16.9.27
	21 水道事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
	22 下水道事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
	23 市町立学校等の通学区域の取扱い	承	認	H16.9.27
	24 学校教育関係の取扱い	_	案 中	
	25 社会教育関係の取扱い	承	認	H16.9.27
	26 イベント関係の取扱い	承	認	H16.11.25
	27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い	提	案 中	
	28 塵芥処理の取扱い	承	認	H16.9.27
2	5 その他必要な事項の取扱い	<u> </u>	部承認	H16.8.26



